

米軍普天間飛行場の移設問題に関する意見書

政府は平成 22 年 5 月 28 日、米軍普天間飛行場の移設先を沖縄県の名護市辺野古にすることを明記した日米合意を共同発表しました。この日米合意に対し、平成 22 年 6 月 7 日に那覇市議会、同年 7 月 9 日に沖縄県議会、同年 10 月 15 日には名護市議会において、その見直しを求める意見書がそれぞれ採択されました。その後も、沖縄県知事の発言からも明らかなように、沖縄県民の県内移設反対の民意は明確です。

地方自治の本旨は住民意思を実現することであり、外交や安全保障も、その本質は国民の幸福を実現することにあります。この根本にあるのはやはり住民の意思に他なりません。明確に示された住民意思を尊重すること抜きに地方自治の発展と住民の幸福を実現することが難しいことは明らかであります。沖縄では日本に復帰して 39 年を迎えた現在においても、米兵によるさまざまな事件、事故が続いています。戦後 65 年間一貫して過重な基地負担を強いられている沖縄県民に思いをはせるとき、沖縄県民の意思を尊重すべきことは当然であります。

よって、政府におかれては、米軍普天間飛行場移設問題について、さきの沖縄県議会、那覇市議会及び名護市議会の意見書を尊重されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 23 年 6 月 7 日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)は、平成7年に容器包装ごみをリサイクルするために制定され、その後、法附則第3条に基づいて平成18年に一部改正されたものの、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されるなど、なお多くの課題を抱えております。

このため、ごみの排出量は高止まりしたまま、環境に良いリユース(再使用)容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに使われている実態があります。

根本的な問題は、自治体が税金を投じて、容器包装を分別収集していることから、リサイクル費用の約9割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、事業者が容器包装を選択する際に、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ(誘因)が働かず、ごみの減量化に取り組む市民にとっては、負担のあり方に対する不公平感が高まっており、今日では地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境への負荷を低減することが求められております。

よって、政府におかれては、我が国が一日でも早く持続可能な社会に転換するため、容器包装リサイクル法を見直し、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品価格に内部化すること。
 - 2 リデュース(発生抑制)やリユースを促進するため、レジ袋など使い捨て容器の無料配布を抑制し、リユース容器の普及を促すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年6月7日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加への慎重な対応に関する意見書

政府は、平成 22 年 11 月に環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について、「関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、時期は未定ながらＴＰＰ交渉への参加について今後、判断していくとされています。しかし、今回の政府の一連の対応は、農林水産業をはじめとする各産業関係者、消費者等を含めて幅広い国民的論議を経たものではなく、唐突に参加検討が表明された印象は否めません。ＴＰＰは、原則として例外なき関税撤廃による貿易自由化を目指していることから、震災の影響で国力が疲弊している今の現状で、この交渉に拙速に参加した場合、我が国の農林水産業への影響は、はかり知れず、壊滅的な打撃を受けることが懸念されます。そこで、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の振興などを損なわないかどうか見極めて対応を考えることが必要です。また、農林水産業にとどまらず、すべての産業分野にわたってその影響を精査し、交渉参加により生じるメリット、デメリットについて十分に分析し、国会等で慎重に審議するとともに、国民に対しても詳細な情報提供を行う必要があります。

よって、政府におかれては、ＴＰＰに関しては、十分な時間をかけて慎重に検討を進められるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 23 年 6 月 22 日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換に関する 意見書

東日本大震災は東日本に大きな被害をもたらし、依然として復興の先行きが見えない中、全国民が力を合わせて被災者を支援することが求められています。一方、原発事故による放射能汚染は拡大し続けており、今後、食物汚染の拡大など長期にわたる放射能汚染による影響が懸念されます。このようなリスクを抱える原子力発電所の推進よりも、子供たちが安心して生活できる他のエネルギー政策を優先することが必要だと考えます。具体的には、省エネは言うまでもなく、自然エネルギーの利用促進、天然ガスの利用拡大、送発電分離による電力のさらなる自由化（民間企業の発電能力の活用）、スマートグリッドの導入などを進めていくことが大切であり、あわせてピーク時に必要な電力を削減するために、ピーク時間帯の電気料金アップ、企業向け電気料金については、一般家庭と同じく逡増制にするなどの対策も必要です。現在でも、日本では原子力発電所がなくてもピーク電力に対応できると言われておりますが、上記の取り組みを行うことで、原子力発電所を新たに作らなくても、将来的に安定した電気が供給されるものと考えます。また、原子力発電という選択肢がなくなることで、新エネルギーなどの技術革新が起こるものと思われれます。よって、政府におかれては、原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換をするよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年6月22日

尼崎市議会議長

関 係 大 臣 あ て